

甲府市告示第208号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成27年5月19日

甲府市長 樋口雄一

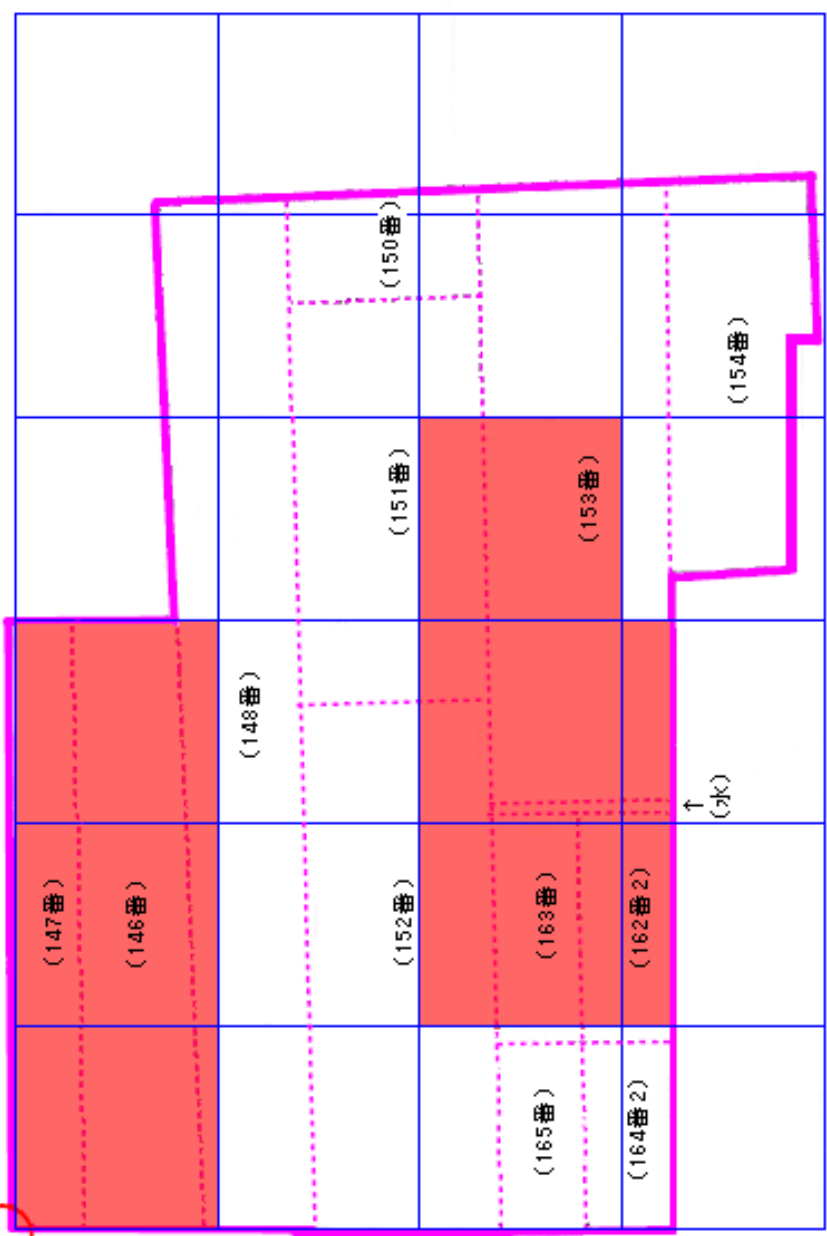
- 1 指定する区域  
別図のとおり
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

別図

形質変更所要届出区域

※起点は、甲府市中央三丁目147番の最北端である。

起点



凡例

- 形質変更所要届出区域 (Red shaded area)
- 10m 単位区画 (Blue line)
- 敷地境界 (Pink line)